

予算常任委員会

令和6年6月18日（火）

予 算 常 任 委 員 会

定例会名 令和6年第2回定例会
招集日時 令和6年6月18日(火) 午前10時開会
招集場所 市役所 第3会議室

出席委員 10名

委 員 長	柳 井 哲 也
副 委 員 長	藤 田 尚 美
委 員	石 原 幸 雄
〃	遠 藤 憲 子
〃	杉 森 弘 之
〃	甲 斐 徳之助
〃	磯 山 和 男
〃	伊 藤 知 子
〃	出 澤 大
〃	水 梨 伸 晃

欠席委員 なし

出席説明員

副 市 長	鷹 羽 伸 一
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	糸 賀 修
総 務 部 長	野 口 克 己
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	二野屏 公 司
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
議会事務局長	大 里 明 子
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
営業戦略課長	池 田 祐 介
経営企画部次長兼 政策企画課長	淀 川 欽 市

財 政 課 長	池 邊 喬 一
デジタル推進課長	大 町 泰 介
総務部次長兼 人 事 課 長	石 野 尚 生
管 財 課 長	小 林 浩 子
教育委員会次長兼 教 育 総 務 課 長	吉 田 充 生
教 育 施 設 課 長	北 島 道 夫
教 育 支 援 課 長	柴 山 信 一
教 育 支 援 課 長 補 佐	野 口 治
保健福祉部次長兼 社 会 福 祉 課 長	石 塚 悟
保健福祉部次長兼 医 療 年 金 課 長	宮 本 史 朗
健康づくり推進課長	野 口 信 子
環境経済部次長	藤 木 光 二
未 来 創 造 課 長	椎 名 弘 文
建 設 部 次 長	野 島 正 弘
空 家 対 策 課 長	柴 田 賢 治
庶 務 議 事 課 長	飯 田 晴 男

議会事務局出席者

書	記	町 田 祐 太
〃		宮 嶋 亮 輔
〃		吉 田 有 香 里
〃		山 崎 勇
〃		滝 本 仁
〃		椎 名 紗 央 里
〃		田 上 洋 子

令和6年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 予算常任委員会

議案第 45号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

議案第 46号 令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

午前9時57分開会

○柳井委員長 皆さん、おはようございます。

少々時間早いんですが、全員そろっておりますので、ただいまから予算常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件の審査は分割して行います。

まず、教育委員会所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました教育委員会所管の案件は、

議案第45号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第45号令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第45号について提案者の説明を求めます。教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課の柴山です。よろしく申し上げます。

教育支援課分の歳出予算になります。

資料の10ページ、11ページの一番下の表を御覧ください。

款10教育費項1教育総務費目2事務局費0110教育コールセンターを運用する事業の294万1,000円ですが、こちらは学校や教育委員会に対する御意見や御要望、児童生徒に関する困り事相談といった内容をお受けする窓口としてコールセンターを開設するに当たり、コールセンター職員1名を配置するための人件費と、ページをまたいで12ページ、13ページ、一番上の表、電話交換機の設定費になります。

次に、1つ下の表になります。款10教育費項2小学校費目1学校管理費0103小学校を管理運営する事業の116万4,000円ですが、こちらは小学校の校外学習に利用していた管財課所管の公用バスが1台故障し、使用できない状態となってしまいましたので、このバスで見込んでいた校外学習を代わりに民間へ委託するための賃借料となります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○柳井委員長 教育施設課長。

○北島教育施設課長 教育施設課の北島です。よろしく申し上げます。

一般会計補正予算のうち、教育施設課所管について御説明いたします。

まず、資料の3ページを御覧ください。

第2表継続費補正になります。こちらは当初、令和7年度に工事の中間前払金を支出することとしておりましたが、工事のスケジュールにおいて令和6年度に中間前払金の支出が可能であることから、年割額の見直しをさせていただき、それに伴い歳出の補正をさせていただくものとなっております。総額に変更等はございません。

歳出となりますが、資料の12ページ、13ページ、一番下の表になります。

款10教育費項6保健体育費目2体育施設費0108牛久運動公園体育館の屋根を改修する事業になりますけれども、中間前払金として3,760万2,000円を予算計上しております。

説明は以上です。

○柳井委員長 説明終わりましたので、これより議案第45号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、今の学校施設の体育館のあれなんですけど、年割額の変更ということで、6年度に支払いが可能となったという御説明なんですけど、その可能となった理由ですね。当初は6年、7年で、7年のほうに多く計上していたんですけど、その辺の変更の理由を伺いたいです。

それと10ページ、11ページの教育コールセンターのことです。そもそもなんですけれども、当初予算に計上がないで、なぜ6月補正に計上なのかということが一つ疑問としてお聞きしたいと思います。

それと、こういうコールセンターということで県内初ということなんですけれども、保護者への伝え方ですね。それをどうするのか。地域住民の方にも関わることなので、その辺も伺いたいです。

それで、6月6日の全協の資料にかなり厳しい言葉がちょっと載っていたので、その辺が、教職員と保護者の感情的衝突を回避ということが目的の中にうたわれているんですけど、こういうことが実際に事例としてあったのかということですね。その辺を伺いたいです。コールセンターということでは、学校、保護者、そしてコールセンター、教育委員会との3者の関係をやっぱり明確化するということで、この3番のコールセンターで対応する事案、それから学校で対応する事案と例を出していただいているんですけど、この辺がちょっと不明確ではないかと思うので、なぜこういうことで出されたのか、その点を伺いたいです。

○柳井委員長 教育施設課長。

○北島教育施設課長 遠藤委員の御質問にお答えいたします。

まず中間前払金につきましては、7年度に支出を見込んでいたところがございますが、工事スケジュールのほうを検討したところ、6年度において想定している工期の2分の1を経過することが可能だろうというところがちょっと判断いたしました。というのも、中間前払金の請求できる条件というものがございまして、それが工期の2分の1を経過していることだとか、工程表の工期の2分の1を経過するまでに実施される作業が行われているとか、そういったもろもろの条件がございますが、これらが令和6年度中に請求できる条件を全て満たすことができるということが判断できたため、6年度に支出が可能となるように年割額を見直したといったところがございます。

以上です。

○柳井委員長 施設課長の答弁終わりました。次、教育支援課長補佐、お願いします。

○野口教育支援課長補佐 教育支援課の野口です。

コールセンターの部分になります。今回なぜ6月補正、当初予算ではなくて6月補正かという

ことなんです、当初のときには予定していなかったんですけども、学校への要望とかそういったものが徐々に多くなってきて、学校からもそういった声が上がってきたので、急遽6月補正に計上して、コールセンターを開設するのに準備したところです。

○柳井委員長 それでは教育長、お願いします。

○川村教育長 6月6日に、学校で対応する事案と教育委員会のコールセンターで対応する事案は分けたと思いますが、ほとんどのところは信頼関係において学校のほうにいろんな、こうしてはどうだとか、ああしてはどうだというところが来ますが、なかなか学校では対応できない事例、例えば弁護士を呼んでこいとか、それからすぐに対応しろとか、ほかの相談機関に連絡をしてあの教員を辞めさせろとかというような事案がないことはない。これについては、もちろん本当に大多数の方は非常に良心的に捉えてくれていますが、早急に対応を求められたり、弁護士をつけるとか、休業補償をしろとかというところは、牛久市でもやはり事例がございます。そういうことに教員が携わっていると、やはり教員のほうも心を痛めたりすることがありますので、それについてはこちらで課題を整理して対応しようという形でコールセンターを設けた。今、教員不足ではございますので、教員を大事にしたいというような思いからそういう施策を打つことになりました。

○柳井委員長 教育部長。

○小川教育部長 教育委員会、小川です。よろしくお願いします。

ちょっと補足でございます。6月補正の計上の理由、6月に計上したというところの補足なんですけれども、当初予算の時期には確かにこういった問題があったにせよ、コールセンターまで立ち上げるというところまでは至っておりませんでした。ただ、やはり先進の事例等の研究とかを実は1月ぐらいからしておりました。これは内部、教育委員会の中でプロジェクトチームを立ち上げてまして、この中でどういったものが牛久市にふさわしいものになるのかというところを、全国の事例等の研究と、またコールセンターというものの在り方をちょっと研究しまして、補正の計上ということで6月になったということでございます。

あと保護者への伝え方なんですけれども、これは時期としては、一応きちんと準備が整い次第このコールセンターを立ち上げるというところで、まだ明確にいつということは申し上げられませんが、今回の予算の御承認をいただいた後でコールセンターの要員の募集等を行いますので、しかるべきときに保護者により確実に伝わるような形、当然ホームページ、広報紙等はやるんですが、またそれとは別に保護者向けのメールのツールですとか、こういったものを使って周知していきたいと考えております。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 コールセンターのほうで再質問をいたします。

今、教育長からもいろいろと学校では解決できないような事例が実際にあったということの御答弁がございました。確かに無理難題を言うてくる方がないとは思いませんけれども、やっぱりそういうときに教育委員会としては、全体としてそういう対応というのは、今起きたわけじゃな

くて今までもそういう事例というのが多分発生したと思いますね。そういうときの対応の仕方、コールセンターを立ち上げなければ、やっぱりそういうのが先生や児童、それからそういう対応が難しくなったというのは、今社会的な事情とかが、実際に牛久で困難な事例というのが発生している状況を教育委員会としてどういうふうに把握しているのか、それを伺いたいと思います。

以前に伺ったときに、たしか令和5年度が約340件ほどの問合せがあったという御答弁があったと思いますが、そういう中では、こういう困難な事例というのが含まれていたのかどうか。その他は多分、学校と保護者の間ではいろいろと解決できない問題なんかもあったと思いますが、教育委員会としてはその辺の対応はどういうふうにしていたのかというところを再度伺いたいと思います。

それと先ほど、学校、保護者、コールセンター、教育委員会との関係が、やはりこれからも情報の共有等もちろんそうなんです、学校、保護者の間にコールセンターが入ることによって不都合の問題、例えば、不都合というか、ちょっと言葉が適切かどうか分からないんですが、間に分断するようなことが起きないとも限らないので、その辺の対応というのはどうされていくのか、その辺もう一度確認したいと思います。

○柳井委員長 教育委員会次長兼教育総務課長。

○吉田教育委員会次長兼教育総務課長 教育総務課吉田です。

今までの相談についても、もちろんこれからもそうですが、同じような事例は想定されていて、コールセンターを立ち上げなければ解決できないかと言われると、そんなことはないのかもしれませんが、全協でお話ししたとおり初動体制というんですかね。初めの受け答えといいますか、対応がやはり大事な部分がたくさんありまして、最初の感情的な衝突というふうにも書いてあったかと思いますがけれども、学校のほうでちょっと一番最初の対応について、ちょっと方向性が違っていたというか、手違いとは言いませんけれども、もう少しこうすればよかったなという事例がやはり見受けられたものが多々あって、そういったものに限って非常に長引くといいますか、こじらせるような事案が発生していたと。そういう反省を踏まえて、なるべく初期段階から教育委員会と一緒に入って、早期解決を目指すというにはコールセンターというのも一つの手かなということで、今回コールセンターという事業を立ち上げようと至ったものです。

ですので、何か劇的に問題がなくなるということはもちろん想定していませんし、こういうものはコールセンターにしてください、こういうものは学校でいいですよというのは、なるべく分かりやすく伝えようとは思いますが、例えば保護者から学校が何らかの問題を受けて、それはコールセンターだから聞きませんか、逆に教育委員会が電話を受けて、それは学校にかけてくださいということはないで、ちゃんと話を聞いて、双方連絡を取りながら、学校と教育委員会でお話を聞きながら、最善の解決方法を協力して探っていくということで、コールセンターがうまく運用できればなというふうに思っています。

先ほど全協の資料の中で曖昧だという話がありましたけれども、区別ですね。分類はちょっと曖昧だという話ありましたが、曖昧なんです。どうしても区別できないので、これはしようがなく、なるべく皆さんに分かっていただこうと思って、あえてああいふ分類をさせていた

できました。基本的に教育委員会として、学校も含めた教育委員会として対応していった、問題を長引かせない、深刻化させない、そういったことのためにコールセンター事業をやってみようというふうに考えている次第です。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、次長の御答弁ありがとうございました。やっぱり相談するには、初めて相談される、そのときの初期対応というんですか、それは大事だというのは分かるんですね。そうしますと、ここに会計年度の方で校長経験者の方をという記述もあります。確かに校長先生というのは、学校の運営についてはいろいろと御存じだと思うんですが、そういうような、最初に教育長がお話しになった弁護士を呼べとか、そういう対応では確かに校長先生は対応できると思うんですけども、もっと違う深刻な内容とかそういうときには、校長先生ではなく、もう少しいろいろな精神の問題とかそういう専門家というんですか、そういう方の対応というのも考えられないかと。今、校長経験者等となっていますので、今はこういう状態ですけども、今後そういう経験者も可能なのかどうか、それが一つと、それから今、電話が2回線できるということで、ずっとお話し中のときにはしばらくお待ちください、おかけ直してくださいというコールが流れるということなんですが、相談される方というのはやっぱり先ほどの、何というんですか、クレーム的な問題じゃない方なんかだと、相談するときはずっと話がつながらないときには、もうそれではいいわということになりかねないので、その辺の対応というのはどういうふうにお考えなのか、その辺もちょっと確認をさせてください。

○柳井委員長 教育支援課長補佐。

○野口教育支援課長補佐 コールセンターの対応の職員についてなんですが、この職員が最初から全てを、最後まで全てを解決するわけではなく、教育支援課、教育委員会全体として対応します。最初の、何というんですかね、受付というか、コールセンターが窓口となって、先ほどありました専門部門、福祉部門など専門機関との連携を取りながら今後支援していければと考えております。

あとは、コールセンターの回線が2回線ということなんですが、これは問合せ件数の状況によって拡充も考えていければと考えております。

以上です。

○柳井委員長 ほかに意見ございますか。磯山委員。

失礼いたしました。教育長、答弁をお願いします。

○川村教育長 校長経験者は、そこでお話をしっかり聞くということが役目でございます。そして事案ごとに、先ほど委員おっしゃったように臨床心理士に回す場合もありますし、お話を伺って、そして福祉の対応が必要であれば福祉のところに協力を求めたり、そういうことはお話を伺って教育委員会で相談をして、こういうのが必要であろうという形になれば、そういう対応をしたいと思います。私たちだけでは解決しない問題も結構ありますので、専門家の方々とうまく連携しながらやっていきたいと思っています。

○柳井委員長 それでは次の質問です。磯山委員、お願いします。

○磯山委員 今、教育長に先に答えられてしまったので、もうあれなんですけれども、それに加えて、無理に加えるわけじゃないんですけれども、これ間に入るということはとてもいいことでもあるなというふうに思います。私も学校運営協議会にいましたので、先生方が疲れたという電話の対応ですね、そういうのも結構見てきました。ただ逆に言いますと、直接学校じゃないからより過激になるということも、考えもあるかと思えます。いろんなことはこれからいろいろ出てくると思いますので、今後、当たり前だと思うんですけれども、やっていかれた中で電話対応も1人ではちょっと無理だと。やはり相手によっては、早く用件だけを聞いて次にといても、なかなか電話を終わらせてくれない人というのが、逆にこういうコールをしてくる方の中には多いかと思うんですよ。そうすると担当の方もこれ結構1人だと、それと平日、今のところ毎日ですよ。結構これも疲れてしまうんじゃないかなという気がいたします。やはり今、区分けで一応用件を聞いて、それで後日連絡いたしますとかということがきれいにできればいいとは思いますが、そうじゃなかった場合、やはりこの担当される方も逆に鬱になってしまったりなんかしたらあれですし、あまりにもちょっと内容があれ過ぎて学校にもちょっと言えないとか、いろんなことがあろうかと思えますので、その辺のところもやっていかれる中で随時考えていただいて、受ける方も学校側も教育委員会も、きれいごとですけれども、いい形になるように柔軟な体制でやっていただけたらというふうに思います。

以上です。

○柳井委員長 答弁は……（不規則発言あり）いいと思います。

ほかにありますか。それでは、伊藤委員。

○伊藤委員 私も質問というわけではないんですけれども、ちょっと意見というほどでもないんですけれども、やはりコールセンターのほうに電話をしてほしい内容というか、学校は結局この目的からしても、例えば地域の方からの学校に対する要望とか直接、何というんですかね、教員の方に負担をかけないためには、コールセンターのほうに電話が行ってほしいということは、その方にとってはやっぱりコールセンターのほうにかけたほうがメリットがあるというか、何かそういうものを感じられないと、やっぱり今までのように学校に直接言っちゃったほうがいいんじゃないかみたいな感じで、電話が来られるんじゃないかというふうにも思いますので、コールセンターのほうにかけてほしい方というんですかね、そういう方に向けては、コールセンターのほうにかけさせるような表現というか案内の仕方、それをちょっと検討されてはどうでしょうかという思いがしましたので、これは特に答弁は要らないんですけれども、よろしく願いしたいかなと思いますので。ありがとうございます。

以上です。

○柳井委員長 そういうお願いでございます。

ほかに何か意見のある方。それでは、水梨委員。

○水梨委員 ありがとうございます。2点ほど、ちょっとお伺いしたいです。

まず1点目、先ほど部長のほうから、全国の事例1月頃から調べていてということなんですけ

れども、ちょっと勉強のためにどの辺の自治体で、例えばそれが成功しているとかという、場所がもし伝えられればお願いしたいと思います。

2点目、そもそもそのコールセンターなんですけれども、その初動の対応が多分大変難しいかと今までも思います。学校にかかってきて、学校の対応は悪かったとかと言って教育委員会に電話がかかってくるとか、そういう対応が多分、多々あったと思います。その初動の対応についてなんですが、今回校長先生の経験者など会計年度職員として募集ということなんですが、その初動の対応に特化した、カスハラ、カスタマーハラスメントという言葉も今できるぐらい、本当その現代のコールセンターという特殊な現場ですか、東京でも今年の秋には官民間問わずのカスハラ防止条例を制定することを目標にしているということも考えて、苦情とか意見を寄せるのはあくまでも、子供も一応含まれていますが、主に保護者であると思いますね。あるので、その辺でコールセンターの事業において会計年度職員を校長先生の経験者とする、その専門知識が必要だということになったのはなぜなのか。そのほかのコールセンターの経験者というか、そういう初動の対応に特化した人をこれから人材として、校長先生の経験者という文言が入っていることが、何かちょっと、何でなんだろうなというところだったので、そういうほかの専門のコールセンターに特化した人材を考えているのか、これから考えるおつもりがあるのかというのを、ちょっと2点目としてお伺いしたいです。

○柳井委員長 教育部長。

○小川教育部長 水梨委員の御質問にお答えいたします。

まず先進事例ですね。こちらは奈良県の天理市です。全国唯一というか、初めてこういった教育に関するコールセンターを立ち上げたというところですよ。天理市の場合なんですけど、ちょっと極端で、学校への問合せはしないでくださいと、コールセンターに一本化したんですね。これがある意味画期的というか、やり過ぎというか、というところもあると思うんですけど、そこはやはり学校で受けるべきものは学校で受けたほうがいいよという考えもあって、牛久の場合はそういったコールセンター一本化ということにはしておりません。様々な御意見がある中で、学校に問合せをさせないというところのコールセンターを立ち上げたのが天理市ということで、かなり大規模な人数をかけて立ち上げたようでございますが、ちょっと参考にさせていただいたのはそこでございます。

○柳井委員長 教育長、お願いします。

○川村教育長 今のものに少し補足したいと思います。実は、文科省でもこういう保護者対応の事業を立ち上げて、数は忘れましたが、幾つか指定を受けて今年から始まったという話は聞いています。いろんなところで私がいろんな情報を耳にすると、こういうものが増えつつある。先ほど委員さんもカスタマーハラスメントという話が出ているという話がありましたが、いろんなところでそういう動きは出ているという話を伺っています。ということは、非常に対応が難しい事例もあるという形であると思います。そんな形で文科省も動き始め、そういう都道府県も動き始め、教育関係の教育委員会でも、区市町村問わず動き始めている事例がございます。

天理市は、先ほどちょっとすごい、規模的にもすごいし、学校にはやらない、持っていない

でくれというような形を始めたのは訳がありまして、教員がやはり病気になったり、心を病んだりというところがたくさん出てきて、やむにやまれずという形で動かれたということは聞いております。なので、それは本当に人は財産ですから、そんなことは牛久市はしたくないという思いであります。お答えになっているかどうか分かりませんが。

○柳井委員長 教育部長。

○小川教育部長 なぜ校長先生経験者というところなんですけれども、コールセンターといいますが一般的商品のコールセンターとかと違って、やはり内容が教育に関する事、また学校に関する内容になってきますので、そこは様々な経験を有する教職で、様々な経験を有して、また管理職としての経験が長い校長先生というところは一つこの対象になるのかなというところで、校長経験者等とさせていただきます。確かにカスハラ対策とか、こういったものはもちろん対応しなければならないと思っていますので、こちらについては、カスハラに関する様々な対応というところはマニュアル等を用意して専門的な対応ができるように、そちらも考えていきたいと考えています。

以上です。

○柳井委員長 よろしいですか。水梨委員。

○水梨委員 ありがとうございます。私が今ちょっと個人的に、ボランティアでPTAの活動のほうをしております。保護者と教員、あくまでもペアレントティーチャーアソシエーションという形でやっているんですけれども、そうすると、今の現代のPTA組織というものもだんだんやっぱり改めていっているような状態なんですね。多分これちょっと言うとあれなんですけれども、入退会、入会だったり非加入、強制的なそういうのを聞かないとかというPTA、すごいそれはそれで非難を受けている状態なんです。そういうものもちょっとやっぱり時代に合わせて変えていっているような状態。やっぱり保護者と先生の間を結ぶという部分でのPTAという組織自体も、そのコールセンターと同じような立場で、僕自身個人的にも電話もかかってくるし、そういう組織はだんだんと、じゃあ市でそういうコールセンターやってくれるのであれば、そちらに電話をちょっと回してもらおうような対応にしている方がいいのか、それともPTAという組織自体を市がもう要らないよという形で言ってくれているのか、ちょっと言い回しが難しいんですが、ただ時代に合わせて少し考えていって、その辺も含めたコールセンターになっているのか。

○柳井委員長 コールセンターに係る答弁、よろしくお願ひします。教育長。

○川村教育長 基本的にはPTAは任意団体でございますので、それとコールセンターはちょっと……保護者と生徒に門戸は開いていますが、そちらの問題とはちょっと違うかなというところがあります。筋的にはそういうことでございます。

○柳井委員長 すみませんでした、どうも。

ほかに意見のある方。甲斐委員、お願ひします。

○甲斐委員 それでは、よろしくお願ひします。2点ほど御質問させていただきます。

1 3 ページなんですけれども、小学校の管理運営する使用料及び賃借料ということで、これ御

説明はバスの故障による賃借ということでございましたけれども、これ申し訳ないんですが、しょっちゅう故障されているような気がするんですが、どういう管理されているのかという実態の御説明と、あと考え方として、今回民間委託というか民間賃借されるということで、ちょっと聞いたところだと、その都度の契約事例では運転手の確保等が厳しいという話を聞いたんですよ。なので、そんな壊れるバスを管理するんであれば年間契約の対応をすとか、そういうお考えがないのかというのがまず1点でございます。

あと2点目なんですけれども、その下、0108運動公園の体育館の屋根改修ということで、工事内容ちょっともう1回説明いただきたいのと、これの終了見込みを確認を取っておきたいと思えます。

以上2点です。よろしくお願ひします。

○柳井委員長 教育部長。

○小川教育部長 バスに関してです。これは、度々故障しているというところは確かにそのとおりでございまして、30年以上経過しているバスなんです。走行距離も相当伸びております。このバスの在り方については、確かにこういった故障が頻発している状況を直しながらこのまま続けるのかということではなくて、今後の市全体のバスの在り方というものを今庁内のプロジェクトチームで検討しております。もちろん来年度予算に向けての方向性とか、こういったものもこの中で決定していく予定でございまして、当然、バスを購入するのか借り上げでいくのかとか、こういった方向性もその中で出てくるものと思っております。

以上です。

○柳井委員長 教育施設課長。屋根改修の件。

○甲斐委員 工事内容です。

○柳井委員長 教育施設課長。

○北島教育施設課長 すみません。甲斐委員の御質問にお答えいたします。

まず工事概要といたしましては、体育館の屋根と屋上それぞれウレタンの塗装防水をかけるという工事と、あと屋根材と屋根材の接合部に空いた隙間、こういったものがちょっと劣化でございまして、そういった隙間を埋める改修を行いまして、今後雨漏り等が生じないようなことを行う予定となっております。

それと終了見込みというところなんです、想定している工期としましては約1年間を見込んでおります。今回の継続費の補正の御承認をいただきましたら、入札準備を早々に進めまして入札を行い、議会において契約の締結の承認を得られた後に工事に入らせていただく予定となっております。

説明は以上です。

○柳井委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 ちょっとしつこいようで、すみません。まず今の工事のほうなんですけれども、これは1回で済む工事で見ているのかどうなのかというのをお聞きしたいのが1つです。

バスのほうなんですけれども、これは答弁要らないんですけれども、先ほどもちょこっと言い

ましたけれども、ちょっと言いづらいんですけども、今人手不足ですからね。単発でこの辺で市バスがぶっ飛んだのでこの期間だけ頼むよというのが、やっぱり人の確保が厳しいという声が本当に多いんですよ。私この業界にいるので分かるんですけども、それは牛久に限った話じゃなくてほかでも聞いているし、何というんでしょう、逆につくば市あたりだともう最初から民業委託で、それをちゃんと事業としてコントロールできるような体制にしているというふうにも聞いていますし、部長のほうで御検討を図るということでしたので、その辺も含めた上でやられたほうがいいのかという、こちらは意見です。結構、確かに言われていますよ、牛久市はバス多いよねと。バス会社を出しているのみたいなことも僕本当聞いたことあるので、そんな嫌み言われるのも嫌でしょうから、うまい事業計画を組まれたほうがいいのかと思いました。これは意見です。

工事のほう、よろしくをお願いします。

○柳井委員長 教育施設課長。

○北島教育施設課長 甲斐委員の御質問にお答えいたします。

工事としましては、令和6年度に契約を締結する予定で、6年度と7年度で工事を進めていく予定となっております。工事においては、その契約の中でメインアリーナ、サブアリーナ、あと管理棟、それぞれ防水等を行います。進め方としてはメインアリーナから始めて、終わったら次はサブアリーナで、それが終わったら今度は管理棟というような、工事エリアを順番に移すような形で考えております。というのも、市内に今1つしかない総合体育館を、先ほど申し上げました想定工期1年間ということで、その1年間止めるという判断もちょっと大変難しいこともございまして、工事は体育館を使いながら進めていくというような形で準備をしております。

以上です。

○柳井委員長 よろしいですか。ほかにございますか。水梨委員。

○水梨委員 すいません。コールセンターなんですけれども、一応県内初ということなので、状況を見ながら改善をしていくと思います。回線だったり人員等の改善ですか、そのおつもりがあるのかどうかの確認です。

もう1点、今年度6月の補正予算ということなんですが、うまくいった場合、来年度の予算額幾らぐらいなるか、ちょっと分かる範囲でお願いします。

○柳井委員長 教育部長。

○小川教育部長 水梨委員の御質問にお答えします。

まず、今回この事業自体が県内初ということになりますので、いろんな意味で注目されるのかなというところもあります。人員についても、まず1人というところからスタートさせていただくということで考えていますので、当然のことながら、コールセンターにかかってくる電話の数とか、そういったものが今後増えてくるという場合には増員も考えなきゃいけないなと思っております。

あと、コールセンター自体のシステムを今後改善する必要も、そういった数が増えてきた場合には当然必要かなと思いますので、そういったハード的な部分も改善を図っていくという余地は

ございます。

以上です。

すみません、来年度予算については、ちょっと今年度の在り方、実際に動いてからの状況を見て来年度の計画を立てていきたいと思っております。

○柳井委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 ないようですので、以上で議案第45号に対する教育委員会所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は10時55分といたします。

午前10時46分休憩

午前10時55分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室、経営企画部、総務部所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました市長公室、経営企画部、総務部所管の案件は、

議案第45号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第45号令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第45号について提案者の説明を求めます。営業戦略課長。

○池田営業戦略課長 営業戦略課の池田です。よろしくお願いいたします。

議案第45号令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）のうち営業戦略課所管のものについて御説明させていただきます。

補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

歳出。款2総務費項1総務管理目3広報広聴0106牛久市のシティプロモーションを行うについてでございます。こちらは、現在運用しておりますシティプロモーションのホームページについて、視認性を向上させるとともに、ふるさと納税に関するページとフィルムコミッションに関するページを新設し、市特産品の情報発信を強化することで牛久市に対する寄附の増加を図るほか、牛久をロケ地として活用していただくために必要な情報が閲覧できるよう、ページの改修にかかる費用や、フィルムコミッション活動を展開するためのパンフレット制作費、ロケツアーリズム協議会へ参加するための旅費など206万円を増額補正し、306万円とするものでございます。

内訳といたしましては、まず旅費につきましては、後に御説明させていただきますロケツーリ

ズム協議会に参加するための都内会場までの電車代及び制作会社を訪問するための電車代として3万2,000円。需用費につきましては、フィルムコミッション活動を展開するため、ロケ地として提案できる市内施設等が掲載されましたパンフレットを制作するための費用として3万5,000円。委託料につきましては、現在運用しているシティープロモーションのホームページの改修にかかる費用として198万3,000円。負担金につきましては、一般社団法人ロケツーリズム協議会が開催する制作会社等とのマッチングや情報交換会に参加するための参加費5回分として1万円。

以上となります。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 政策企画課淀川です。よろしくお願いいたします。

当課所管の補正予算については、歳入2件、歳出1件となります。

まず、歳入から御説明をいたします。

議案の8ページ、9ページを御覧ください。

款15項2目1のデジタル田園都市国家構想交付金となります。こちらは牛久市、つくば市、土浦市、下妻市の4市が連携し、地域公共交通の維持・拡充に向けて実施する実証実験であり、ドライバー不足に対応するためのドライバーバンクの構築、AIオンデマンド及び自家用有償旅客運送の仕組みを活用し、牛久市におきましては、うしタクと並行し、デマンドタクシーでの移動の効率化や増車に向けた実証実験を行うものであり、国からの交付金6,020万1,000円を計上するものです。

次に、同じページ内、款19項2目5公共施設等総合管理基金繰入金となります。こちらは、牛久運動公園体育館の屋根改修工事におきまして、継続費の年度割額の組替えに応じまして、基金からの繰入金3,760万2,000円を増額するものとなっております。

続いて、歳出となります。

10ページ、11ページを御覧ください。

款2項1目7、0105近隣市町村との広域交通網を構築する。歳入で御説明しました4市連携事業の事業費となりますが、つくば市が4市を取りまとめて委託等を実施する構成となっておりますことから、本市における予算計上は、負担金として8,026万9,000円を計上するものとなっております。

政策企画課所管の補正予算の説明は以上となります。

○柳井委員長 ありがとうございます。財政課長。

○池邊財政課長 財政課の池邊です。よろしくお願いいたします。

財政課所管の補正の内容につきまして御説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

款19項2目1の財政調整基金繰入金につきましては、牛久市一般会計補正予算の予算調整の結果、1億166万9,000円を財政調整基金から繰入れするものでありまして、これによりまして財政調整基金の残高見込みにつきましては34億645万6,000円となります。

以上となります。

○柳井委員長 デジタル推進課長。

○大町デジタル推進課長 デジタル推進課大町です。よろしくお願いいたします。

補正予算のうち、デジタル推進課所管箇所について御説明いたします。

まず、歳入になります。議案資料の8ページ、9ページを御覧ください。

款2 1 諸収入項5 雑入のうち、デジタル基盤改革支援補助金2, 546万5, 000円につきましては、歳出におけます基幹システムの改修費用で標準準拠システムの構築費用を増額することに伴う財源としての補助金の増額になります。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳出の款2 総務費項1 総務管理費目9 電子計算費0 1 0 4 コンピューターとその周辺機器を管理するのうち、委託料の基幹システム改修3, 414万4, 000円につきまして、内容が2点ございまして、まず1点目、先ほど歳入で申し上げました基幹システムの標準準拠システムの構築費用ですが、こちら当初8, 800万円を見込んで計上しておりましたが、仕様が確定したことによりまして2, 546万5, 000円を増額するもの。2点目といたしましては、令和6年度の児童手当法の改正に伴う改修費用につきまして、こちら当初概算費用として660万円で見込んでおりましたが、こちらも改正内容が確定したことによりまして867万9, 000円を増額するものでございます。

続きまして、その下にある使用料及び賃借料188万1, 000円につきましては、オンラインによる各種申請や予約等による行政サービスの向上と業務効率化のために牛久市公式LINEを活用するためにかかるシステム使用料の増額となります。

以上となります。

○柳井委員長 管財課長。

○小林管財課長 管財課小林です。よろしくお願いいたします。

管財課所管の補正予算、再推計でございしますが、御説明させていただきます。

予算書10ページ、11ページを御覧ください。

款2 総務費項1 総務管理費目6 財産管理費0 1 0 3 市長車、議長車、バスを運行する。使用料及び賃借料669万円の増額です。この内容ですが、おくの義務教育学校の児童生徒送迎バス1台分不足しておりますので、借り上げ料の増額補正となります。

説明以上でございます。

○柳井委員長 ありがとうございます。

これより議案第45号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 10ページ、11ページの近隣市町村との広域交通網のところ、ドライバーバンクを創設をするということですね。この負担金については、今御説明がありました。国からの交付金が4分の3出るということなんですが、大体このドライバーバンクというその構想の内容を教えてくださいたいと思います。

それと、うしタクのA I オンデマンド、実証実験ということなのですが、具体的にどのようなことを想定しているのか、この辺を伺いたいと思います。

あと、失礼しました、その上ですね。シティープロモーションなんですけれども、今この説明の中にもあるんですけれども、ふるさと納税のところと分かりやすくということなのですが、寄附の増額を見込むということなのですが、じゃあ今までのホームページ、シティープロモーションのホームページ改修ということなんですけれども、そうしますと、今までの中身では十分でないというふうに担当課としては考えていたのかどうか、そしてこの委託をどういうところに委託をするのかを伺いたいと思います。

あと、このフィルムコミッションですね。牛久も結構いろいろと映画とかテレビのそういうものにも使われているんですけれども、それ以上にやはり、なかなか十分にもっと活動というかな、そうするための負担金なのかどうか。5回分として1万円ということは、1回当たり2,000円ということなのですが、この内容が教えていただきたいと思います。

以上ですね。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 御質問にお答えをいたします。

まず、ドライバーバンクにつきましての御説明となります。こちらは、現在の牛久市における課題でもありますドライバー不足、こういったところに対応するための実証実験ということで、広域の4市で提案をしているものでございます。ドライバーバンクという4種のプラットフォームをつくりまして、一種ドライバー、いわゆる普通免許のドライバーを募集をして、ドライバーの獲得、それから育成、管理、ここまで一括して行うような仕組みを考えてございます。その一種ドライバーにつきましては、各市で行います自家用有償旅客運送のドライバーとなっていただきまして、各地域で運行を担っていただくというようなことを考えてございます。

さらに、既にバス、タクシーなどドライバー不足が叫ばれている中でございますので、このドライバーバンクの中で一種ドライバー請け負っていただいた方々で、さらに二種ドライバー、いわゆる事業としてそういった興味がある方、そういったところに資格の取得の支援だとかを仕組みをつくりまして、そういった事業に携わっていただく人材を育成していくという仕組みも含めて予定をしております。

続きまして、うしタクのA I オンデマンド化というところでございます。こちら、事業の説明の中でうしタクのA I オンデマンド化というふうになっただけなんですけれども、実際に牛久市で行うことは、うしタクが現時点で増車をしたくても、運行事業者の御都合であるとかドライバー不足の関係で増車ができない状況にあるというところで、うしタクと別の事業として、うしタクと並行して自家用有償旅客運送、いわゆる一種ドライバーの運行の仕組みを入れるというふうに考えてございます。A I オンデマンドということで、その一種ドライバーの運行に関しましては、いわゆる配車アプリ、A I を活用した配車アプリを活用してデジタルの技術を活用した事業として導入するという仕組みを予定しております。

以上でございます。

○柳井委員長 営業戦略課長。

○池田営業戦略課長 営業戦略課池田です。遠藤委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、シティープロモーションのホームページについて御指摘いただきましたとおり、これまで市が運用してまいりましたシティープロモーションのホームページにつきましては、掲載されている情報が、情報量が限られており、更新頻度も少なかったことから、期待していた効果が得られていなかったというのが現状として認識しております。ですので、今回のシティープロモーションのホームページにふるさと納税の情報やフィルムコミッションの情報を盛り込み、また、企業誘致に対しても独立したホームページにアクセスできるようにすることで、一体としての情報発信を行うための改修でございます。

委託先につきましては、牛久市の公式ホームページを管理している事業者となります。メリットとしましては、運用に伴う維持管理費につきましては公式サイトのCMSを利用しますので、費用が発生しないというメリットがございます。

次に、フィルムコミッションにつきましては、ロケツーリズム協議会というのが、一般社団法人ロケツーリズム協議会といいまして、ロケ支援に必要なサポート等の体制づくりや制作会社と自治体のマッチングなどを行う場でありますので、年6回開催されております。今後、7月、9月、11月、1月、2月に開催予定でございますので、1回当たり2,000円の参加費として負担金を計上させていただいております。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、ドライバーバンクのところなんですが、創設をされるということなんですが、拠点となるのはどういう場所に拠点、バンクをつくるのかということところが1つと、それから先ほど説明ですと、4種のプラットフォームということもありましたけれども、一種免許を持っている方たちの管理をしていくということなんですが、たしかタクシーの運転手さんは二種免許ですよ。二種ですよ。そうしますと、二種を持っているということはそれだけの、タクシーの方々がお客様に対しての安全性とか、そういうものをきちっと対応するというところでそういう二種の免許の取得ということ。東京なんかだとタクシー会社がこういうライドシェアですか、そういうものに中心になっていくというんですか、牛久の場合はどういうふうに、今後ある程度人材を育成しながらうしタクのほうにも活用していきたいという、果たしか答弁だと思うんですけども、具体的にどういうふうに、拠点としてあるところがどうなのかということ、それから人材を育成していくということでは、どこが責任を持ってきちっと、負担金を出しながらということなので、その辺の対応ですね。それと、うしタクのほうではこれから人材不足、増車も難しいということなのでアプリを利用しながらということなんですが、現在そういう状況など今後見込めるのかどうかということころを再度伺いたいと思います。

それとシティープロモーションのほうでは、確かに牛久のホームページというのは、なかなか閲覧をしてもどうなのかなというところが確かに見受けられるところがあるんですね。委託会社については公式のホームページのところをお願いをするということなんですが、今後期待さ

れる効果としては、ふるさと納税の寄附の増加ということなのですが、今までどのようなことでこういうことをやられてきたのか、その辺を伺いたいと思います。

それから、ロケのほうなのですが、そういう会合に参加する負担金ということなのですが、どういう効果をここで狙っているのか、その辺も伺いたいと思います。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 お答えをいたします。

まず、ドライバーバンクの拠点というお話でございます。こちら、事業の詳細がこれから詰めていくという部分がございます。というのは、4市とも今この6月の議会に予算を上程させていただいておりまして、全ての市で予算が認められたことを受けまして、その後の事業が具体的に業務委託であるとかそういったところが進んでいきます。拠点としまして今想定をしておりますのは、つくば市が代表して委託という話をさせていただきましたが、それを請け負っていただく事業者を想定しています。これは、いわゆるAIオンデマンドであるとかデジタル化というところも含めて、いわゆる配車システムを持っているような事業者、具体的にはアプリ事業者というような呼び方もするかもしれませんが、そういったところを持っている事業者に委託をすることが想定をされております。その上で、そこに交通事業者ですね。バス、タクシー等ございますけれども、そういった事業者に御協力をいただいて運行管理をしていただくという仕組みを想定してございます。ということで、拠点、いわゆる場所という拠点であるとか、そういったところはまだ想定ができていないところでございます。

続きまして、ドライバーの安全性といいますか、そういったところの担保のところですが、この仕組みを交付金の申請で提案した段階で、ドライバーバンクでいわゆるドライバーの獲得、育成、管理まで含めてやっていきますというところを具体的に説明を入れてございます。具体的には、まず運転手の登録をする段階で適正な審査を行う。もう一つが、運行管理の上でも適正な運行管理を行う。さらに車載装置ですね。いわゆるドライブレコーダーであるとか、そういったところの条件を明確につける、それによる安全確保を設けるということですね。それともう1点、運行に際しましてよく報道にもございますが犯罪ですね、犯罪対策。こういったところも含めて対策を講ずるということで、表現をさせていただいております。そのことによりまして、ドライバー自身もそうですけれども、御質問にありましたとおり乗る方の安全性、そういったところ双方の安全性を担保するというところで位置づけてございます。

それと運行の責任というところでございますが、こちら運行主体となるのはあくまでも牛久市、自治体になります。牛久市が運行主体となりますので、いわゆる運行の責任というのは牛久市にあるという形になります。その上で、この後詳細な条件は決定していくと思いますが、実際に運行していただく方、一種ドライバーですね。そういった方との契約の約束事とか、そういった詳細の部分で決定していくところと捉えております。

それともう1点、アプリの活用につきましてでございます。現時点で牛久市においては、うしタクも電話予約ということで、アプリを活用した配車という形はやってございません。しかしながら、うしタクも電話予約ではありますけれども、配車のシステムはいわゆるシステム化されて

おりまして、効率的なものが、AIではないんですけども、効率的なルートであるとかそういったものが設定できるシステムが既に入っております。アプリにすることで利用者側が利用しやすい、例えば即時といいますか、すぐに乗りたいという場合の予約に対応できるであるとか、そういったことも想定されていきますので、今後アプリの導入というものも見据えていく、その一つの入り口になっていくのかなというふうに考えてございます。あわせてアプリの活用というところでまず出てくるのが、高齢者の方々の操作であるとかそういった問題が出てきます。こういったところも並行して考えていかなきゃいけないというところで、4市の打合せの中ではそういった話題も出ているところでございます。この実証実験の中で何ができるかというところまではちょっとまだ詰まってはいませんけれども、牛久市としてもそこも含めて今後見ていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○柳井委員長 営業戦略課長。

○池田営業戦略課長 営業戦略課池田です。

遠藤委員からホームページが見つらいというふうな、分かりづらいという御指摘をいただきましたが、そういった部分を今回の改修で一つずつ解決をしていきたいと思っております。その中で、ふるさと納税の寄附額増加に向けてこれまで取り組んできたことという御質問ですが、まず返礼品の拡充を第一に行っていました。4年前に100品目だったものが現在600、またシーズンによっては800を超える返礼品を掲載しております。ポータルサイトも、この4年間で2サイトから13サイトに増えております。事業者との連携にも取り組んでまいりまして、明日19日、あさって20日、この場で事業者説明会を開催しまして、市内の事業者様、また新規で登録をしようとする事業者様に向けた説明会を開催して、多くの事業者様と一緒にこのふるさと納税の事業に取り組んでまいりたいと考えております。そのほか、ふるさと納税を募集するサイト内の広告も積極的に活用しておりまして、そういった効果で寄附が伸びている現状がございました。

また、ロケツーリズムについて協議会に参加する効果についてですが、協議会に参加することで、制作会社はもちろん、多くの自治体とまずは連携をすることが重要だと考えております。制作会社に対するアプローチのほか自治体間の連携を強化することで、ロケの一部、一つのドラマや映画のロケの一部に市内の施設を活用してもらえよう取組を行って、効果を得ていきたいと考えております。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今回のドライバーバンクの創設なんですけれども、この4市、関係市があるんですけども、それぞれ今、これからスタートすることなんですけれども、人材をどのくらいと見ているのか、新聞報道では何かつくばのほうがかなりいろいろと報道されているということもあるんですけども、つくばが取りまとめということなんです、牛久はどのくらいの人員を想定されているのかを伺いたいと思います。

あと、国庫補助率が4分の3ということなんですけれども、これ関係市は大体皆同じような補助率になっているのかどうか、これ牛久だけのことかもしれないんですけれども、その辺ちょっと確認をさせてください。

以上です。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 お答えをいたします。

ドライバーバンクでの人材の確保の想定といったところでございます。現時点でドライバーバンクのほうでの想定ですが、ドライバーバンクそのもので採用に向けた人数、これは積算上の想定ですけれども、事業費を出すための想定で約70名から80名、これ4市です。というのがございます。その先になりますけれども、各市で行う実際の運行のほうですね。こちらを想定している人数もございます。牛久市の運行では一応17名を想定してございます。ここについても今、各市で各市ごとの運行の条件だとかを精査しているところですので、そういったところにより数字の増減があるというふうに考えてございます。

もう一つ、交付金の割合でございます。交付金の制度上の割合で4分の3というふうに示されてございます。今回につきましては、4市とも全て事業費の4分の3が採択されているというふうになってございます。

以上です。

○柳井委員長 それでは杉森委員、お願いします。

○杉森委員 遠藤委員と同じ2項目を質問させていただきます。

1つは、シティープロモーションのことですけれども、先ほど、これを委託先は今の公式ホームページの扱っている企業だというお話だったんですけれども、やはりトップページがまず問題だと思っているんですよ、牛久市の場合。そして、ホームページの役割というのはもちろん市内向けと市外向けと2つあると思うんですね。市内向けのところは、まあまあ私はできていると思うんですけれども、使いにくいとかそういうところは別にして。牛久の場合、特に弱いのは市外向け、それはどういう意味かといったら、私は、この目的は何なのかというところをもっと明確に持ったほうがいいと思っているんです。市外向けというのは何かといったら、率直に言って転入移住をどう促すかと、どうそのような気持ちになってもらうかというところを、それだけとは言いませぬけれども、主に考えるべきではないかというふうに思うわけです。特にプロモーションということで考える場合は、その問題を目的として、何回アクセスがあったかとかそういうのはもちろん大事ですけれども、それで何を思ってもらうか、考えてもらうかというところでは、やっぱり牛久いいんじゃないかなと、単に思うだけじゃなくて移って住んでみようかなというところまで持っていくというのがやっぱり目的として明確に意識しないと、単に、いいところだねとかそういうレベルだけでは、やっぱり駄目だと思うんですね。

ですから、そういうところでホームページの構成とか、プロモーションの在り方というところは考えるべきではないかと思っておりますけれども、率直に言って今の委託先のところのままでいいのかどうかということも、やっぱり検討はしたほうがいいんじゃないかと。その意味で契約期間と

というのがどの程度の期間なのかということをお聞きしたいのと、あとやっぱり委託先というところでは、ホームページの作り方とかそういうのも含めて、やっぱり進んでいるところに学ぶ、特によく言われるのは、最初の段階ではまねするというところも含めてやっていくというところまで変えていく、独自のやり方で変えていくということではないかというふうに思いますし、委託先についてもそういった配慮も考えながら進めていったほうがいいんじゃないかと思います。

それともう一つは、やっぱりそのブランディングといいますかね、牛久のよさというものを分かりやすく示す、そういった構成というものをかなり意識して、このシティープロモーションのところでは進めていく必要があるんじゃないかというふうに思うわけですが、私は個人的には牛久は売り込むところは幾らでもあるんじゃないかと思っているんです。大変土地が安い、家が安い、あるいは自然、里山に恵まれた環境を持っているですとか、育児、子育てのところでも待機児童ゼロですとか、児童クラブが充実しているですとか、牛久かっば塾がありますよとか、大変、自校式給食ですとか自慢できるところはいっぱいある、そして交通の便も大変いいと。そういったことを分かりやすくまとめて、売り込むということではないですけども、印象づけていくような構成が必要なんではないかというふうに思います。その点どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

それから、ドライバーバンクとうしタクA I オンデマンド化の問題ですけども、報道が幾つかかかれています。ちょっと確認の意味で読み上げると、システムは4市が共同で構築する。一般ドライバーが自家用車を運転し、有償で客を運ぶ日本版ライドシェアはタクシー会社が運営主体となるが、実証実験では4市がそれぞれ運営主体となる。4市が共同でドライバーバンクを創設し、4市で76人のドライバーの登録を想定しており、これと連動した配車アプリを作成し、利用客とドライバーをマッチングさせる。運転手は今年秋から募集するという。車両は、つくば市は乗用車、下妻市は小型バスを想定するなど、自治体の事情によって変わる。ドライバーの健康管理や車両の整備などはタクシー会社などに委託する。つくば市が中心となり3市に呼びかけた。実証実験を行うエリアや時間帯、料金などは各市がそれぞれ決める。事業は国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用。令和6年度は4市で3億3,500万円を計上する。実証実験は3年間行う。ということで、補正予算額8,026万円、国庫補助が4分の3の6,021万円を牛久市は計上しているということのようです。

それともう一つ、報道では3月11日の規制改革推進会議の作業部会でライドシェアが議論され、つくば市の五十嵐立青市長は、ビデオメッセージで新法が必要だと強く考えると述べた。運行主体をタクシー会社に限れば、運転手の高齢化で廃業リスクが高まると訴え、他の事業者の参入も認めるよう提言した。タクシー会社の営業区域にとられない制度設計が必要とも指摘した。大都市以外では運行地域の限定では事業として成立しにくいと説明した。というふうに書かれています。これらの問題は間違いないのかどうか、この間の経緯としてですね。その点を確認したいと思います。

その上でお聞きしたいのは、現在のうしタクとのすみ分けはどういうふうになるのかということが1つ。それと、その上で配車アプリの在り方というのはどういうふうになるのか、または

つきり分かっていないのかも分かりませんが、それと、その場合の牛久市の車両はどういうものを想定しているのか。また、支払い方法はということも想定しているのか。それと運賃、乗車賃の想定。運行日あるいは運行時間、先ほど運転手の数は牛久は17人というふうに言われていましたので、それは結構です。あと運行範囲ですね。先ほど五十嵐つくば市長が言っていましたけれども、他市との境界というのが超える方向に進んでいるのかどうかということ。それから予算の今回の2,000万という費用は、実証実験は3年間行うということなわけですが、この3年分のことなのかどうか。その点についてもお示ししたいと思います。

以上です。

○柳井委員長 営業戦略課長。

○池田営業戦略課長 答えさせていただきます。

シティープロモーションについて、まず市の公式ホームページにつきましては、契約期間であったり委託先の御質問ございましたが、公式ホームページの管理を広報広聴課で行っておりますことから、契約期間等の情報を持ち合わせておりません。その点については差し控えさせていただきます。

市内、市外向けの情報のうち、特に市外向けについては、当然シティープロモーションとして積極的に取り組まなければいけないものとなっておりますので、御指摘いただいたように、またさきの一般質問でも御質問いただきましたように、ブランディングというのをしっかり明確につくり上げたいと考えております。全世代に抽象的な表現で市の情報をPRしていくのではなくて、目的を明確にするという意味で、市のアピールポイント、明確なフレーズでどういった世代に届けたいのかというのをしっかりターゲットを絞って広報活動を行っていきたく思います。またそのシティープロモーションのホームページの部分につきましては、公式ホームページの委託先をお願いすることで、運用に伴う維持管理費がかからないというメリットはさきにもお伝えいたしました。そういったメリットがあるだけではなく、事業者にどういったホームページの改修作業をさせるのかというのを市がしっかり関わって、どういった目的でどの世代向けの情報発信を強化したいのか、牛久市に興味を持っていただけるようなページ構成というのをしっかり議論しながら、市主導で進めていきたくと考えております。

以上となります。

○柳井委員長 市長公室長。

○飯野市長公室長 今、営業戦略課長のほうから説明をさせていただきました広報広聴の部分が一部ありますのであれですが、ホームページのほうは契約期間が現在5か年でありまして、令和9年まで契約があるんですけれども、その契約の中で1回だけホームページの見直しを無料で行うことができるという契約の条件の中にありまして、現在その契約、ホームページの見直しに向けて委託している業者との今後改修に向けて進めていこうということで、担当のほうは今進めております。委員さんおっしゃるような目的が何なのかというのをしっかり押さえた上でホームページ見やすく、そして分かりやすい構成にしていきたいと思っております。人口増加というところをきちんと目的を押さえるのであれば、住む場所、宅地の供給、あるいはいろんな施策サービスの部

分をきちんと情報を伝えていく、そしてその伝え方、シティープロモーションもしっかり押さえて、その3点をうまく一体となって進めていくというのが非常に大切だと思っています。

最初の入り口のところがこのホームページというところになれば、非常に重要な点でありますので、今後その見直しに向けた部分は業者と十分踏まえて改修のほうを行っていきたいと思います。

以上です。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 お答えをいたします。

まず新聞報道にありました内容につきましてでございますが、これまでの経緯等を含めまして新聞報道のとおりとなっております。

もう1点、つくば市長からのコメントの部分でございますが、こちらにつきましては直接本事業の動きとはまた別の意見というふうに捉えてございます。いわゆる今の法体系でやろうとしているのが今の実証実験の内容となっております。つくば市長のいわゆる法改正だとかそういったところにつきましては、今後のライドシェアという言葉の定義の部分になってくるかとは思いますが、いわゆるタクシー事業者、既存の交通事業者の、何というんですかね、民業の圧迫であるとか、そういったところに直接的に結びつかないような事業が望ましいと牛久は考えてございます。そういったところは、国の動向を今後も見ていきたいというスタンスと考えております。

続きまして、実証実験に関しましてうしタクとのすみ分けという部分でございます。既に、うしタクとしまして市内全域フルデマンドで実施をしてございます。当然に実証実験を行うに当たってうしタクの事業と完全にバッティングするような形は望ましくないと考えてございます。意味合いとしましては、うしタクの今足りない部分、増車ができないであるとか、混雑している時間帯であるとか目的地、そういったところを分析した上で、足りないところに充てられる運行形態にしようというのを本線に今検討をしているところでございます。大きくは、まずタクシー事業者にお願いしているうしタクと、そうでない第一種免許ドライバーの運行ということで、全く違う、法制度に関しましても全く違う事業が入るというふうに考えてございますが、市民の方々にとっては同じ移動手段であります。あまりにも違うものが入ったときに、いわゆる混乱であるとか使いづらいということも想定されますので、そういったところも含めて検討をしているところでございます。

続きまして、運行の事業内容のところでございます。この内容は、ちょっと往々にして今検討中のところが多々ございまして、現時点で検討中ということをお答えできる範囲となりますけれども、まず車両につきましては、一般ドライバーの方自身の車両でやっていただくというのがほとんどの内容かと思っております。牛久市としては、ほかの市でいわゆるデマンドバスのようなことも想定をしているんですけれども、そういった路線の運行ではなくて、あくまでもうしタクを補完するタクシーのような移動手段と考えておりますので、乗用車のサイズでの運行を想定をしてございます。

それと乗車運賃ですね。運賃であるとか運行時間、ここは今まさに検討中というところですが、基本的にはうしタクと同程度の運賃で考えてございます。

また運行時間ですが、ここにつきましては、うしタクは平日のみとなっております。一つ実証実験でここを、うしタクの足りない部分を補完すると先ほど申し上げましたが、いわゆるほとんどの方が高齢者で、多くの割合が病院の通院ということが実績として出ております。それで特に午前中のお断り数が多くなっているというところから、そういったところをちょっと一つターゲットにして考えていきたいと思っております。なので、平日プラス土曜日の午前中であるとか、土曜日というところも今視野に入れて検討をしているという状況でございます。

それと運行範囲ですが、こちらは新聞報道では、他市のものも含めてですが、他市では行政界をまたいで、いわゆるバス路線が廃止された部分であるとかそういったところの補完なんかも含めてつくっているところから、行政間をまたいでの運行というところで紹介があったと思いますが、牛久市においては基本的には市内、牛久市域の中で、さらに今言ったこの事業の制度の条件でございます交通空白地というところをどういうふうに捉えていくかというところで、今検討しているところでございます。

最後に予算のところですが、3年間の事業ということで、この補助の制度の条件としまして令和8年度までのこの実証実験の実装をなささいという内容になってございますので、3年間というふうになってございます。今回の補正予算で上げさせていただいたものは基本的には本年度、令和6年度の事業費になります。しかし、システムの購入であるとかそういった部分は、3年間使用するものを一括で購入できるものは本年度、交付金の対象として今年度に計上してございます。牛久市でいうと今回のいわゆる8,000万というのが事業費になってございますが、7年度、8年度、こちらは事業内容が固まらないとはっきりした金額は出てこないんですが、概算で、いわゆる交付金の申請の書類等々で概算で出していたものとしましては、牛久市の運行形態で実施しますと年度で2,600万。ここに運賃収入が入ってくるという想定でおります。それが7年度、8年度というふうに計画をしたところでございます。

以上です。

○柳井委員長 杉森委員。

○杉森委員 支払い方法がちょっと答えがなかったので、お聞きしたいと思います。

それと、あと最後の予算のところのあれがちょっと分かりにくかったんですが、2,600万というのは、そもそも7年、8年のほうは国庫補助はあるのかどうかというのを御説明いただきたいのと、それと7年度、8年度というのは年2,600万ということなのかどうかというのがちょっとよく分からなかったもので、説明をお願いしたいと思います。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 お答えします。

すみません、答弁が漏れました。支払い方法ですけれども、こちらについては、今後委託されるアプリの事業者の支払い方法によるところもあるんですが、基本的にはアプリで決済できる、いわゆるキャッシュレスの決済を予定してございます。そのような中で、例えばクレジットカード

ドの支払いであるとかそういったところも含めて、今検討中になってございます。基本的にはキャッシュレスを目指すところかなというふうには考えてございます。

それと予算のところ、すみません。後年度の7年度、8年度につきましては交付金の措置はございません。単年度で2,600万の事業費になってございます。

以上です。

○柳井委員長 ほかに質疑。石原委員。

○石原委員 公共交通空白輸送の件なんですけれども、その移送先について、今うしタクでは市外への移送先として龍ヶ崎の済生会病院、これはやられておりますが、この交通空白輸送を導入する段階でも龍ヶ崎済生会病院は含まれるのかどうかということ。

それから、昔サンライズで阿見町の東京医科大学茨城医療センターですか、ここへは移送できたわけなんですけれども、今度導入される予定の交通空白輸送については、阿見町の病院への搬送というか移送についてはどのように考えているのか、やれるのかやれる方向で考えているのか、お答えをいただければというふうに思います。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 お答えします。

今実証実験で検討している運行エリアとしましては、あくまでも市内、牛久市内でありまして、先ほど申し上げました中でも、今委員からもありましたけれども移送先をどういうふうにご設定していくかということを含め検討しているところでございます。したがって、阿見町のほうも同様に、牛久市内の運行ですので今のところの検討には入っていないというところでございます。

以上です。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 これ次長、利用者からやはり阿見町の医療センターへの移送を希望する声が強くなってきたような場合、これはどうなんでしょうかね。全く考慮されないというふうに言い切っちゃうんですか。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 お答えをいたします。

うしタクをはじめ市民の方から市外への移送の御希望、御意見というのは既に継続的に受けているところでございます。これまでも今後の検討事項としていくというようなお答えをさせていただいているところではございますけれども、今回の実証実験につきましては一旦はこの形を取らせていただこうと思っておりますが、今事業期間の話もありましたけれども3か年の事業でやっていきます。ここでうしタクと並行してやっていくという前提でやってございます。ですので、うしタクそのものの契約期間も来年度迎えるというところでございますので、その制度設計であるとか市民の意見、そういったところを受けた上でその後の展開というのは考えていくつもりでございます。

以上です。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 分かりました。それじゃあその状況次第で検討もあり得るといふふうに理解をしておきます。それで次長、もう1点、実証実験、これ3年間ということなんですけれども、その3年間という根拠は何ですか。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 今回この実証実験3年間としていますのは、交付金の補助制度の条件から出た3年間となっております。

以上です。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 そういうことであれば致し方ないということなんですけれども、これちょっと3年間は長いような気がするんですね。実際に高齢者というか年齢というのは毎年毎年、釈迦に説法ですが、重なっていくんであって、高齢化もかなり進行しているということなので、その辺についてはどうなのでしょう。市として、3年間を見直していただけるような働きかけというのはやる考えがあるのかどうか。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 お答えいたします。

この実証実験の期間としましては国の制度のところでは今回採択をいただいておりますので、3年間の事業と理解をしてございます。それと同時に、先ほど申し上げましたとおりうしタクであるとかほかの交通の検討もしなきゃいけないというのは、実証実験のみならず課題として持っておりますので、今話のありました高齢化の進展であるとか、そういったところの背景はきちんと押さえた上で考えていきたいとは思っております。

以上です。

○柳井委員長 ほかにございますか。出澤委員。

○出澤委員 お願いします。

私もドライバーバンクのほうでちょっとお伺いしたいんですが、これ二種免許の育成、管理ということもおっしゃられたと思うんですが、これはどういった意味なのか教えてください。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 お答えいたします。

二種免許の取得についての支援といいますか、そういったところについてでございますが、ドライバーバンクとしまして一種免許の方を獲得していこうと。そういった中で、そもそもの背景にバス、タクシーの運転手不足があるというのがございます。牛久市としましてもバス、タクシーの運転手不足が仮になければどうなっていたのかというのは想像するところなんですけれども、少なからずそれに対して何かアプローチしなきゃいけないところが提案の一つになってございます。それでドライバーバンク、いわゆる一種のドライバー意向がある方を集めるだけでなく、その事業として実施する二種のドライバーの意向がある方、そういった方々が増えていくというのも一つの事業の目的だということで、ドライバーバンクの中で、私ちょっと支援という言葉

葉で申し上げましたけれども、こういった内容でお手伝いできるかということも含めて、仕組みがつくられるというふうに理解してございます。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 すみません、二種免許取得の、何というんだらうな、取得者を増やしていくというような理解でよろしいですかね。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 このドライバーバンクに一種免許で御登録いただいた方の中で、意向がある方にはそういった道を促すといえますか、そういったところで考えていますので、いわゆる増やすという方向では考えてございます。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 すみません、ちょっと何度も何度も申し訳ないんですが、ということは費用を助成するとかということになるんでしょうかね。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 お答えいたします。

登録されたドライバーの方から二種免許取得に促すというお話ですけれども、ちょっとその方法、いわゆる費用の助成であるとか、この仕組み自体に運行事業者、いわゆる交通の事業者などの協力も得ていきますので、そういったところでそういったそこを促すための方法があるかというところを今後詰めていく形になるかと思っております。まだ方法は決定してございません。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 それと、運営主体は自治体ということになると思うんですけども、これ先ほどからもお話ありましたが、民間事業を阻害するようなことにならないように、料金的なものはどういった程度で考えていらっしゃるのか、もう一度ちょっとお願いします。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 こちらにつきましては、牛久市のうしタクのほうの基本料金は700円なんですけれども、現時点の検討の中では今回程度の料金というふうに考えてございます。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 うしタクとの依頼の、うしタクは電話が主で、今度アプリのほうも併用していくとか、そちらにシフトしていくというところで、依頼先はこれ2か所以上に増えるという認識なんですけれども、これ1か所に統一してそこで割り振るということは考えていらっしゃるということですよ。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 現時点では、うしタクとこの実証実験としては別々の仕組みと考えてございます。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 ありがとうございました。

○柳井委員長 ほかに意見ございますか。甲斐委員。

○甲斐委員 よろしく申し上げます。

11ページの0103市長車、議長車、バスを運行する669万円の件なんですけれども……大丈夫ですよ。先ほど教育委員会のほうでもちょっとお話をさせていただいたんですが、これ2つに項目を分けて、同じバスの件を予算を別計上されていらっしゃるという事情は、この間お聞きしました。使う用途が違うということでありましたので、理解しています。ただ、先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、この壊れるバスをこのような補正予算で計上されるということで、ちょっと観点を変えて、まず今バス所有の中で維持管理をしていく、ドライバーさん、燃油、ほかもろもろの運行をしていく市内のバス事業と、今回のように民間事業者に委託していく部分のところで、どっちがお得であったのか、割高であったのかという検討を、当初計画のときにしているのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それと、そういった件を踏まえて、よく執行部の皆さんの答弁の中では近隣市町村事例というお話をされるんですけれども、正直申し上げて、ここまでバスを所有しているのは牛久市がこの辺だと断トツだと思うんですよ。ほかの自治体は学校送迎バスも含めて、もう完全に委託の方向性でやっていらっしゃるんですよ。私、何回か見たことあるんですよ。そういうお考えも含めた上で、今後、今回はこの補正ですからこういう状況なんだろうけれども、4月の段階で本市の所有バスという考え方をどういうふうにかけていくのか、改めてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

というのも、先ほど申し上げましたが、こういう状況で古いバスの維持管理をしていてバス発注と言うと、何度もお話出ていますけれども、人がいないんですよ。人がいないから急に言われても困る。じゃあいつまでやるんですか、いや、直るまで。訳分らないじゃないですか。それはもう商売やっていて事業運営できないし、そういう話であれば、ここからこの期間とか、今年とか、そういうふうな形で委託を考えていらっしゃるのかということもお尋ねしたいと思います。

その関連で、今回のこの件に関してはいつまでの契約で考えているのかもお尋ねします。まとめて3点ですね。

○柳井委員長 管財課長。

○小林管財課長 ただいまの甲斐委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目ですね。昨年度の10月の議会で上程させていただきましたバスの購入の費用の折にも、ほかの議員の方々からも御質問がありました。どのようなことを検討した結果、購入というこの議案を上程したのかということで、その折にも御説明をさせていただいております。経費として整理をした結果でございますが、バスを購入する、要は自分たちで所有をする、これが経

費としては一番、これ言い方はちょっと違うかもしれないんですけども、メリットがあるという整理の仕方、バス購入の議案を上程させていただきました。なので、所有、あとは民間の委託、あとはバス自体のリースなど方策はあるんですが、検討した結果の購入という結論でございました。

2点目です。近隣の自治体とのお話が出ましたが、実際、確かに牛久市全体としての所有バスは、近隣自治体と比べると台数が多い事実はございます。多い要因としましては、今回の補正の要因でもありますが、学校関係ですね。スクールバス、キャンパスバスで運行する中型バスの台数が多いというのが主な原因でございます。実際、今後牛久市としてどのように運用していくかという点でございますが、先ほど教育委員会のほうでも御答弁申し上げたと思います。現在庁内でバスの検討会議を設置し、検討しております。

3点目の質問にも関連する答弁にはなるんですけども、この検討会議において、今年度内にバスの在り方の方向性を出すという検討会議の目的でございますので、来年度以降、その中で結論づけられるというふうに思っております。なので、今回の補正予算というのはあくまで今年度内、3月までの予算でございます。

以上です。

○柳井委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 よく分かりました。ありがとうございます。

これに関しての意見は、この場で意見として言う気というか、ちょっとやめまして、別の意見をしたいんですけども、よく我々が視察とかに行くときに、バスのスケジュールを確認しますとよく言われるんですよ。もう全然訳が分からないです、私。公務で行く人間がバスのスケジュールを確認を取って、視察先のスケジュールよりもバスのスケジュールが先立っているという、この訳の分からない状況。それはなぜかという、多分民間貸出しをされているとか、民間という行政貸出しをされているとか、いろんな都合があると思うんですけども、こういう状況というのはちょっと私はあんまり、前から思っていたんですけども、ちょっと理解できないんですよ。保有バスが、お金は取っていないんでしょうけれども、市民サービスのためのサービス事業になっていて、我々がやらなきゃいけないことが後回しになるみたいなきっかけがあった。これ何なんですかねと事務局に聞いたこともあるんですけども、そういったことのいろんな意味での改善も、検討会議されるということが今お話しされたので、何を目的にこういうものを所有するのかというのもその議題の中に入れていただいて、今後円滑に回るようなことを御期待申し上げます。

○柳井委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 以上で、議案第45号に対する市長公室、経営企画部、総務部所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は13時20分といたします。

午後0時07分休憩

午後1時20分開議

○柳井委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました保健福祉部所管の案件は、

議案第45号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

議案第46号 令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第45号令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第45号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 保健福祉部渡辺です。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

一般会計補正予算は2課にまたがっておりますので、社会福祉課、健康づくり推進課の順で御説明させていただきます。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼社会福祉課長。

○石塚保健福祉部次長兼社会福祉課長 社会福祉課石塚です。どうぞよろしく申し上げます。

議案第45号令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）について、社会福祉課所管の補正の内容について御説明いたします。

お手元の資料10ページ、11ページを御覧ください。

中段になります。款3項1目1の0102社会福祉行政の調査研究をするにつきましては、本年度4月より会計年度任用職員1名が前年度と変更になり、新規の任用に伴いまして費用弁償8万6,000円の増額計上でございます。

以上でございます。

○柳井委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 健康づくり推進課野口です。よろしくをお願いいたします。

続きまして、健康づくり推進課所管の補正予算について御説明いたします。

初めに、歳出です。同じページの10、11ページ3段目の枠内を御覧ください。

款4衛生費項1保健衛生費目2予防費0110新型コロナウイルス感染症予防接種を実施する。12委託料、新型コロナウイルスワクチン1億8,672万8,000円の増額です。これは、令和6年度から実施となる新型コロナウイルスワクチン定期接種の委託料の計上です。国が試算したワクチン接種費用1万5,300円を基に、市助成額3,000円、接種率65%で見込んで計上しております。その下、18負担金補助及び交付金、新型コロナワクチン予防接種補助金113万円の増額です。これは、県外で接種した方の償還払いの計上です。国の助成額8,30

0円に市助成額3,000円を加えた額1万1,300円の100人分の計上となります。

次に、歳入です。8、9ページを御覧ください。

9ページ、一番上の段の枠内を御覧ください。

款15国庫支出金項2国庫補助金目3衛生費国庫補助金1保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種助成金1億3,757万2,000円の歳入です。これは、新型コロナウイルスワクチン接種費用のうち、国が1人当たり8,300円の助成を行うと決定したことによる歳入となります。定期接種対象者見込み2万5,500人の65%、1万6,575人での計上です。

以上となります。

○柳井委員長 以上、説明は終わりました。

これより議案第45号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言を願います。石原委員。

○石原委員 不勉強で申し訳ないんですが、コロナワクチンのことです。5類移行前と5類移行後の接種者の違いみたいなものは具体的に把握されているのか。また、していない場合、今後どのように変わっていくと予想しているのか、お分かりであればお示しをいただきたいと思います。

○柳井委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 接種者の違いということでしたけれども、今年度、令和6年度からは65歳以上の方と、内部障害1級、インフルエンザの対象者と同じなんですけれども、呼吸器とかに障害があったりとか免疫機能に障害がある方で、64歳未満の方でも内部障害1級の方は含まれますが、基本は65歳以上の方ということになります。補助が出るのは、そういった方ということになります。今までの接種者ですと、そのワクチンの時々でも違ったんですが、一番最終の……

○柳井委員長 保健福祉部長、答弁をお願いします。

○渡辺保健福祉部長 保健福祉部渡辺です。

先ほどの令和6年度からの対象者で一部訂正があります。65歳以上の方と、60から64歳の内部障害1級の方が対象となります。今までは、6か月以降全部対象となっていたんですが、定期接種ということで対象が変わります。これまでの接種率の違いなんですけれども、全てに共通する65歳以上のところでの接種率を見ますと、今まで1回から7回まで接種しておりましたが、1回目は94.7%、2回目94.6%、3回目93.5%と、ここまでは90%を超えていたんですけれども、最後の7回目になりますと65.5%ということになっておりますので、今回の補助も65%の見込みで計算しております。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 接種率の違いは分かりました。そしたら、もう1点だけ確認をしておきたいんですが、これあとどのぐらい、要するに予算計上が続くと考えていいのか。あと2年なのか3年なのか、それとも4年なのか5年なのか、その辺はどのように考えておられますか。

○柳井委員長 保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 今回、新型コロナウイルスワクチンは定期接種へと移行したので、この先

も予防接種事業としては続いていくものと思われます。ただ、国の補助というところで、今回は今のところ1万5,300円ぐらい実質料金がかかるところを、国も予想していたより高い料金となったということで、今年度に限り1人当たり8,300円の国の補助が出ますが、こちらにつきまして、来年度以降は国の補助が出るかどうかというのは見込みはありません。

○柳井委員長 ほかに。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、少し細かいことを質問したいと思います。

まず、対象者の人数なんですけど、65歳以上の方は何人なのか。

そして2番目としては、こちらに内部障害1級相当の方ということになっておりますので、この対象者の人数を教えてください。

それと、個人負担が4,000円ということで、今まで負担がなかったということでは接種率がちょっと心配されるんですけど、周知として対象者には接種券を多分送付をされるんだろうと思うんですけど、送付の予定はどうか。

そしてあと予約方法ですね。以前は自分で医療機関に予約をするという方法を取っていましたが、その方法に変わりはないのかということ。

それとこれは、コロナに罹患をした場合、県への報告というふうになっているのではないかと思います。それはどうかということ。

それとこれは、コロナにかかった方から言われたことなんですけど、コロナ後遺症、これが言われているんですけど、この市内に受診をできる医療機関はあるのかどうか。その点をお尋ねをしたいと思います。

○柳井委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 お答えいたします。

65歳以上のまず人数なんですけれども、これは6年の3月1日現在で見込みを出しているんですけど、2万5,470人というふうになっております。それプラス内部障害の方ということで、インフルエンザと同じ対象者ということになっておりますので、そちらから見込みまして、30人ということで見込んでおります。

それから接種券の送付なんですけど、これは今ちょっと検討しているところなんですけれども、国から、いつから始めていつまでかというのがまだはっきり明示されていませんで、これから変わるかもしれないんですけど、一応インフルエンザと同時期、あるいは同時接種ということも可能性があるのではないかとということも含め、インフルエンザと同時に……接種券は送付はします、こちらから送付はするんですけど、その時期についてはインフルエンザと一緒に同封をするか、別々に送るかというのは今ちょっと検討しているところですので、お送りはします。

予約方法なんですけど、今まではシステムを使って市のほうで、予約システムでこちらで調整をしていたんですけど、これからは受けたい方が希望する医療機関に御自分で予約して、医療機関のほうもそれを受けてワクチンを取り寄せると。用意するというような形になります。

それからコロナの罹患者の報告に関しましては、今は特に義務づけられてはいませんで、今後、5類になりましたのでインフルエンザと同様な形になるかと思います。

もう1点が、すみません。コロナの後遺症につきましては、ホームページで、茨城県のほうでも御紹介はされていて、すみません、ちょっと今すぐには即答できないんですが、市内でもあったかと思えます。ちょっとすぐお調べすることはできるんですが。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、対象者には送付をされる、インフルと同時かもしれないけれども送付をしますよということと、それから、先ほど予約を自分でして、その後で医療機関のほうでコロナのワクチンを取り寄せるということの御答弁があったと思うんですけども、ワクチンについては保存とかそういうのというのは、以前のときだとかなり温度管理とかが大変厳しかったと思うんですが、そういう対応というのは、これは医療機関に聞けばいいことかもしれないんですが、市ではどういうふうに把握をしているのかということですね。

それとあと、コロナのかかった方々は、いろいろと県のほうのホームページ見ればそういうのは情報としてつかむことができるんですけども、やはり市では、どなたがとか、そういう個人情報のことではなくて、大体牛久市でどの程度そういう数字が出ているのかというのは、やっぱり担当課というか保健福祉部としても把握をする必要があるんじゃないかなということで、ちょっとお聞きしました。

それと後遺症については、確かにこれ茨城県のホームページに掲載されているのを私も把握をしているんですが、たしか市内には1か所しか、あの時点でなかったものなので、その辺の把握とかというのも、やはり何らかの問合せがあったときには情報として対応していくべきではないかと思うんですが、その辺についてちょっと伺いたいと思います。

○柳井委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 まずワクチンについてなんですけれども、ディープフリーザーはそれぞれ市町村、全部処分をしたということになっておりまして、今後は製薬会社のほうで、ファイザーとモデルナそれぞれやっぱりワクチンが変わっているわけではなく、保存はやっぱりファイザーであればマイナス90度からマイナス60度、モデルナだとマイナス20度という保存になるんですが、それを製薬会社で解凍しまして、その解凍した状態で医療機関に郵送するような形になります。2から8度の状態で、保存下で医療機関に輸送しまして、それで解凍してから10週間以内に使用するということになっていますので、医療機関が解凍から10週間以内に接種して使い切るというような形になっております。

それと後遺症のところなんです、市のほうにお話が本人から、後遺症ということで申請したいということで、こちらにあったのが11名ですね。それで手続をさせていただいております。そのうち4件に関しては認定をされなかったということの結果が出ております。

それから、コロナの後遺症で医療機関にかかりたいという場合には、連絡があった場合には、うちのほうで対象者の方にお知らせできるように、ホームページ等で、あとは資料等でお知らせしているんですが、すみません、今ちょっと手元にないんですが、一応そのような対応はさせていただいております。すみません、すぐにはお答えできないんですが、申し訳ありません。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 後で結構ですので、市内で受診できる医療機関、もし分かれば教えていただきたいと思えます。

以上です。

○柳井委員長 ほかにありましたら。杉森委員。

○杉森委員 この計算の仕方がちょっと分からないところがあるので、聞かせていただきたいんですが、この新型コロナウイルスの接種で約1億8,700万かかるとなっていて、国の助成金が1億3,700万入ると。これは全く同一事業のことなのかどうなのかというのが分からないんですが、同一事業だとすると差額が5,000万ということになりますよね。それで、それは市が負担するというふうに考えるのかなと思うんですが、その下に負担金補助及び交付金というあれで、新型コロナワクチン予防接種補助金というのが113万というのがあるんですが、これは一体どういう性質のものなのかというのがちょっと分からないので、説明をお願いしたいと思います。

それとあと、この比率ですね。実際にかかる費用と、国の助成金の比率と、市の比率と、自己負担という比率は、5類に移ってから今回ではどのくらいの比率になったのか、以前との比較。それと今後の問題についてちょっとお聞かせいただければというふうに思えます。

○柳井委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 まず、予算計上のほうなんですけれども、委託料として上げている金額、それと国からの歳入で入ってくる金額、その差額が市の一般会計から出る金額というふうに考えていただいてもよろしいかと思います。この歳入の合計金額は、国が1人当たりに出すとやっている8,300円と、それと市が助成として払う金額ですね。これは戻ってこない、市の持ち出しのお金が3,000円ということで、それを合計した金額が委託料として払う金額になりますので、それが計上されております。

もう一つの113万円のほうですけれども、これは、市内と県内の場合は広域で医師会と契約を結んでおりますので牛久市の助成券が使えるんですけれども、県外の場合はその券が使えませんので、全額最初に払っていただくしかないんですね。払っていただいたところから、牛久市の助成する金額を払ったものが自己負担になりますので、その市の分を後からお支払いするんですけれども、その場合には償還払いという形で、枠組みとしては補助金という形になりますので、別で計上をさせていただいております。それが大体90人から100人ぐらいということで、100人分の計上ということで113万円の計上をさせていただいております。

あと先ほど、市の助成額と実際にかかるお金の比率ということでしたけれども、国の試算が1万5,300円、これはワクチン代と接種手技料、合わせて1万5,300円ぐらいではないかということをお予測してございまして、今回、国が8,300円を出すということで残り7,000円、そのうちの3,000円を市が補助するということですので、半額よりはちょっと少ないという形ですが、ほぼ半額ぐらいの金額ということで一応予算を立てさせていただいております。

これで回答になりましたでしょうか。

○柳井委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 以上で、議案第45号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第46号令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第46号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 医療年金課宮本です。よろしく願いいたします。

議案第46号令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正内容は、歳入歳出それぞれに88万円を追加して、総額を71億5,072万7,000円とするものでございます。

それでは、議案書のページ順とは異なりますが、先に歳出予算を、次に歳入予算を御説明申し上げます。

歳出につきまして、予算書の8ページ及び9ページを御覧ください。

システム改修の委託料88万円は、国民健康保険被保険者証を送付する際の通知の中に、いわゆるマイナ保険証の利用を促す文言と、その方のマイナンバーの上8桁をアスタリスクで、下4桁を実際の数字でそれぞれ印字してお知らせするよう、システム改修をするものでございます。

次に、歳入につきまして、6ページ、7ページを御覧ください。

社会保障番号システム整備費等補助金の88万円は、ただいま歳出で御説明申し上げましたシステム改修につきまして、国から10分の10の補助があるものです。

以上でございます。

○柳井委員長 御苦労さまでした。

それでは、これより議案第46号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員 多分これ市長の説明だと思ったんですけども、保険証の台紙にマイナンバーの4桁等を記載するためのシステム改修ということがあったんですが、この辺をもうちょっと御説明いただけませんかでしょうか。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 保険証、被保険者証なんですけれども、いわゆる長3の封筒に入れてお送りをいたしますが、保険証、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、昔でいうテレホンカード大の小さなものになります。それだけをぱっと入れてお送りするのではなくて、まさに台紙というお話ありましたけれども、そこに保険証が貼ってありまして、剥がして使えるようなものになっておりまして、送り方をいたします。その余白の部分に、先ほど申し上げましたマイナ保険証を使ってくださいと利用を促すという文言と、あなたの個人番号は幾つですよというものを、上8桁はアスタリスクで、下4桁は本当の数字で印字してお知らせをするというものでございます。

以上でございます。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、マイナ保険証について、マイナ保険証というのかな、今ある国民健康保険の保険証、小さいのありますね。そのことでいいんですよね。マイナ保険証のことではないんですよね、これはね。ちょっとその辺が説明の中で、例えばマイナ保険証を持っていない人にも送られるのかどうか、そこがちょっと確認できなかったもので、そこをもう少し説明いただけますか。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 今回はマイナ保険証をお持ちかどうかにかかわらず、年次更新ということでお送りする被保険者証の台紙に印字してお送りするものでございます。実際、現在予定されている文言といたしましては、保険証に表示されているあなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証を御利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ御利用ください。なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたのマイナンバーは以下のとおりです。万一異なっている場合には、牛久市医療年金課まで御連絡くださいという説明文の後に、個人番号をアスタリスクと実際の数字で印字をして、お送りする予定となっております。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 課長ね、これ愚問かもしれませんが、教えてもらいたいたいんだけど、マイナンバー保険証に切り替えて、例えば今年切り替えました、翌年の更新時というのはどういうふうな扱いというか、どういうふうな処理をされるんですか。一度切り替わったらもうそれはそれで、もうそれ以降は何もしなくていいということになるのか、それともまた何かしなくちゃいけないのか、その辺はどうなんでしょう。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 マイナ保険証へ切り替えていただいた場合ですけれども、現時点ではその後、例えば1年ごととか半年ごとに手続を要するようなことには、今現在はなってはございません。

○柳井委員長 ほかに質疑、意見ある方いらっしゃいますか。

それでは、以上で議案第46号についての質疑及び意見を終結いたします。

これをもちまして、保健福祉部所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は14時5分といたします。よろしく申し上げます。

午後1時51分休憩

午後2時05分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境経済部、建設部所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました環境経済部所管の案件は、

議案第45号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第45号令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第45号について、提案者の説明を求めます。未来創造課長。

○椎名未来創造課長 未来創造課椎名です。よろしくお願いいたします。

私から、未来創造課所管の補正予算につきまして御説明させていただきます。

補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

款7項1目2、中段やや下ですね。中事業名称が企業誘致を促進するという事業、227万9,000円の増額補正となっております。こちらの内容につきましては、今後企業誘致活動を進める中で、企業向けの情報を提供するための企業誘致のホームページの作成109万7,000円と、パンフレットの作成118万2,000円の増額補正を行うものです。

私からの説明は以上となります。

○柳井委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 空家対策課の柴田です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、空家対策課所管の補正予算の事業を御説明いたします。

10ページ、11ページ、下段2つより。

款8土木費項4都市計画費目1都市計画総務費0105空き家の適正管理及び有効活用を推進する。こちらの事業につきまして、11役務費152万円、工事請負費401万5,000円、合わせて553万5,000円を増額いたします。こちらにつきましては、岡見町地内にあります特定空家等につきまして、令和3年12月に火災により家屋焼失した物件でございますが、こちらの物件につきまして略式代執行を実施した後に、相続財産清算制度を利用しまして任意で売却していくということで、こちらの予算を上げさせていただいております。

以上でございます。

○柳井委員長 以上で説明は終わりました。

これより、議案第45号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。磯山委員。

○磯山委員 ちょっとだけ教えていただきたいんですけども、これ空き家の解体で400万ということなんですけれども、これは家がすごく大きいのか、それともいろいろと、ただ壊すだけ以外に何かあるのか、ちょっとこれだけかかる金額、ちょっと知りたいと。お願いします。

○柳井委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、令和3年12月に火災があったんですが、残存物がほとんど燃えてしまっておりまして瓦礫となってしまっております。通常の解体ですと、例えば木の解体とか鉄と

か再利用できるんですが、もう燃えかすということで、瓦礫の処分ということで処分費もちょっと高騰になってしまったり、鉄についても、もう燃えてさびてしまって使いようがない形になりますので、ちょっと高騰してしまっているというところで、火災の残存物の処理ということになってきていますので、利用が利かないものということになっています。

○柳井委員長 ほかにございますか。遠藤委員。

○遠藤委員 私も今の空き家のことで伺いたいんですけども、要するに火災により焼失をしてしまったということ、残存物がほとんど瓦礫ということでは、その処分費が高騰のためにこの金額が発生するというこの理解はしました。その下の役務費152万円、ちょっとこの内容について伺いたいと思います。

それとあと、この間、私どものタブレットのほうに内容について説明がありました。25日に工事が予定されているということも存じました。それから、解体後につきまして市はどのように対応していくのか、その点。それから、解体をした後は多分所有者は市になると思いますので、先ほどちょっと相続財産何とかとおっしゃっていたので、その辺の説明もお願いいたします。

○柳井委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 お答えいたします。

遠藤委員さんから御質問ありました、先ほど、先日25日に代執行を行うということで言われたものなんですが、それはこちらの物件の案件と違うものでありまして、こちらは特定空家等にも認定してありまして、もう所有者がいない不存物件ということなので、あれはあれで25日から略式代執行を進めてまいります。これは当初予算のほうで使ってまいります。

こちらについては新たに、火災で家が消失して、結局こちらについても本来、火災であろうと何であろうと、本来は所有者が解体すべき、処理すべき問題なんですけど、こちらについても所有者がもう不存という案件になってしまっておりますので、こちらは住宅地内にありますので、著しくやはり景観等損なっておりますので、こちらを市のほうで略式代執行を行いまして、売買について行っていくと。その際、市の所有ということではなくて裁判所に申立てを行います。これは相続財産、この財産を清算するというので相続財産清算制度というものがあります。こちらの申請をいたしまして、担当する方、司法書士あるいは弁護士の方になると思うんですが、こちらの方がついていただくと。この方をお願いしてこちらの土地を売買していただく。その際に、やはりすぐ売れるかどうかというものが分かりませんので、裁判所に予納金というものを支払うわけなんですけど、この予納金について手数料150万円、こちらで予算計上しております。この予納金使わなければ丸々戻ってきますので、あるいは売買した金額で賄えるのであれば返ってきますので、一応そのためにこの150万円の手数料は今回補正してあるというところでございます。それで最終的に売っていただいて、第三者に買っていただいて、こちらを家を建てるとか利用していただくということを進めていきたいと考えております。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 大変失礼しました。6月25日のところ、写真を見たら何か木がまだ生い茂って

たので、これと一緒にのかなとちょっと勘違いをしてしまいました。そうしますと、今こちらに載っているのが岡見の火災のということで理解をしました。

先ほど、裁判所に申立てをして、司法書士さんなりが売買のそれに当たるというふうに理解をして、売却というんですか、それができれば、ここにかかった費用等が充当できるというふうに理解をしていくんですけれども、その辺の期間というか、そういうのはどの程度見ておられるのか。結局解体というか、要するに所有者がいないということで裁判所に申立てをして、そうやるのかなりの日数等かかると思うんですよね。そういうのを今までも何度かやっていらっしゃると思うので、どのくらいを見ていらっしゃるのか。要するに、その分だけ市の税金が使われるということで、そういうやり方というのが今後も想定されるものなので、どうなのかということ伺います。

○柳井委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 お答えいたします。

解体につきましては、入札等を行いまして速やかに行っていくんですが、その後の、申請をしてある一定の方がついていただいた後、どのぐらいの期間を要すれば売れるのかというのがちょっと、いかんせん見当が付きません。値段もあると思うんですよ。高いお金で売ればなかなかつかないし、それなりの値段にすればそれなりのお客がつくかも分からないし、それはやはり、こちら一応400万という工事費を使っていますので、やはりそれに近いような形で、丸々本当はこれ400万回収できれば一番いいことなので、そちらは清算人になった方と協議をしながらという形になるので、ちょっと期間的なものはなかなか難しいかなと、どのぐらいというのは。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 期間等については確かに難しいと思うんですが、そうしますと、こういうふうに市じゃなくて司法書士さんが代わりにそういう、何というんですかね、なって、売却ということなんですが、どういう形で、要するに売却の宣伝じゃなくて、何というんですかね、そういう公売の仕方をしていくのか。その辺たしか市のホームページにもあるかと思うんですが、それ以外にもそういう不動産の売買についてのやり方はどうなのかということ伺います。

○柳井委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 お答えいたします。

こちら管財人になった方の進め方で不動産業者さんがついたり、知っている方がいればそちらでやっていただいたり、いろいろな方策はあると思います。一応牛久市の中の物件なので、お願い段階なんですけど、宅地建物取引業協会さんの牛久・竜ヶ崎支部というものがございますので、こちらにも利用をお願いしながら進めてもらおうと思っております。

以上です。

○柳井委員長 ほかにありますか。石原委員。

○石原委員 空家対策課長ね、一つ教えてもらいたいんですけども、今後、特定空家に指定されて解体撤去をしなければいけないけれども、所有者が不明なために略式代執行をしなければい

けないと思われる物件というのは、市内にどのぐらいあると思われますか。分かっていたら教えてください。

○柳井委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 お答えいたします。

今現在、特定空家等と認定しているものが、まだ解決していない物件が7物件あります。こちらについては、所有者へ改善を促すような形で、文書あるいは私ども直接訪問をして、ちょっと手が入っているものもございまして、全く入らないものもあるのも、これは実際でございまして。こちらについては、やはり最初言ったように所有者自らがやっぱり改善していかなくちやいけないものなので、いろいろ方策を進めているんですが、例えば片や、やはり相続放棄も認められているという制度がございまして、これが例えばいなくなってしまうときにはやはりそこら辺を、著しく景観等が悪くなったり生活環境が悪くなれば、やはり行政のほうで出ていくしかないのかなとは考えております。また、そうならないような形で、所有者の方に納得していただいて進めていくのも一つ空家対策課の進め方かなとは考えておりますので、なるだけ納得してやっていただくように今現在進めております。

ちょっと何件あるのかというのなかなかちょっと難しいところ、現在特定空家等については7件、7物件、今指導等を行っているという現段階でございまして。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると課長ね、今後最大で7件については税金で解体撤去をする必要が生じる可能性もあるというふうに理解をしておけばよろしいですか。

○柳井委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 そこは、ならないとは思いますが。

○柳井委員長 ほかに。出澤委員。

○出澤委員 お願いします。

今の焼失したその空き家の対策についてお伺いしたいんですけども。これ、火災で焼失したというのはいつになりましたっけ、先ほど御説明あったと思うんですが。

○柳井委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 令和3年の12月ですね。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 それで、改めて解体がこの時期になったその経緯、なぜこの時期なのかというところを御説明いただきます。

○柳井委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 こちらについては、いろいろお子さんとか御兄弟の方、戸籍等を取りまして、やはりちょっと時間がかかるので、こちらの調査をしておりました。なおかつ、こちらの土地については抵当権、あとは根抵当等ついていましたので、根抵当権者のほうの確認に時間をちょっと割いてしまったということもございまして。根抵当が全然返済されていなければまた形が変わってくるので、こちらは全部相殺されていたということなので、ちょっとこういう形で調査を

していたのが時間がかかったということでございます。

以上です。

○柳井委員長 それでは、次に質問のある方。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 以上で、議案第45号に対する環境経済部、建設部所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで暫時休憩し、再開後討論、採決を行います。再開は2時35分といたします。

午後2時25分休憩

午後2時35分開議

○柳井委員長 そろいましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、討論がありましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました2件の議案につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

初めに、議案第45号令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、予算常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時37分閉会